

建設工事競争入札心得（電子入札用）

（総則）

第 1 条 北海道が発注する工事請負に係る入札を電子的に行う場合における入札参加に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第 2 条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、開札日時前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が開札当日から起算して 9 日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を開札当日から起算して 9 日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

（入札）

第 3 条 入札参加者は、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を IC カード（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 8 条に規定する認定認証事業者が発行した電子的な証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書をいう。）又は商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が発行する電子的な証明書（商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 33 条の 8 第 2 項に規定する電子証明書をいう。）を格納しているカードのうち、北海道の電子入札システムに利用者登録済みのものをいう。以下同じ。）及び当該電子証明書に係るパスワードを用いて入力し、指定された日時までに支出負担行為担当者の使用に係る電子計算機（以下「電子入札システム」という。）に到達するように送信しなければなりません。

2 入札書を紙により提出する入札参加者は、電子入札用の様式により入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第 5 条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。

また、入札書を紙により提出する場合の入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合には、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報(入札書を紙により提出する場合は、記載金額その他入札要件)が確認できない入札
- (2) 入札書を紙により提出する場合において、入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書を紙により提出する場合において、入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、電子入札システム上において行い、開札結果を電子入札システムで公開しますので、開札時には必ず自己の使用に係る電子計算機で確認できるよう待機してください。

また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で開札の結果をお知らせします。

なお、開札には当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに初度の入札参加者で再度入札を行います。ただし、予定価格を事前に公表した場合には再度入札は行いません。

2 再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

3 再度入札を行う場合にあっては、その旨を電子入札システムによりお知らせします。

また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で再度入札を行う旨をお知らせします。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、電子入札システムが備える電子くじ機能によるくじ引きにより落札者を決定します。

(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

- 2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。
- 4 契約を締結しようとする者は、第1項の規定による履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券（以下「証券」という。）の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方又は当該工事履行保証委託契約の相手方が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができます。この場合において、契約を締結しようとする者は、当該証券を提出したものとみなします。
- 5 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 6 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。ただし、契約保証金に代えて提供させる担保については、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができます。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなします。
- 7 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とします。
- （入札保証金等の充当）
- 第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。
- （談合情報に対する対応）
- 第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。
- （入札の取りやめ等）
- 第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。
- 2 電子入札システムに予期せぬ障害が発生したときは、電子入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
- （入札の辞退）
- 第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
- (1) 入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、システム障害等のために電子入札システムを利用できないときには、電話等により支出負担行為担当者に申し出ること。
- (2) 入札書を紙により提出する入札参加者が辞退するときには、次のとおり申し出ること。
- ア 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
- イ 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。
- （不正行為に伴う損害賠償等）
- 第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。
- （工事費内訳書の提出等）

- 第23条 入札書提出時に工事費内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければなりません。入札書を紙により提出する場合は、入札執行時に工事費内訳書の提出を求めることがありますので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。
- 2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書の提出を求めたときは、工事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。
 - 3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。
 - 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
 - 5 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
 - (1) 工事費内訳書の提出がない場合
 - (2) 工事費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
 - (3) 入札書を紙により提出する場合において、工事費内訳書に記名押印がない場合
 - (4) 入札書を紙により提出する場合において、入札者(代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人)以外の者が工事費内訳書を提出した場合
 - (5) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - (6) 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
 - 6 前項により入札が無効になった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。